

議案第59号

農作物共済の無事戻金の交付について

平成23年度において下記のとおり農作物共済の無事戻限度額を定め、無事戻しを実施することについて、加西市農業共済条例第36条の規定により、議会の議決を求める。

平成23年9月1日提出

加西市長 西村 和平

記

平成23年度において実施する農作物共済の無事戻しは、次のとおりとする。

1 水稻共済

- (1) 交付対象者 平成20年度から平成22年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 2,815名
- (3) 無事戻限度額 2,187,026円

2 麦共済

- (1) 交付対象者 平成20年度から平成22年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 13名
- (3) 無事戻限度額 266,117円

(審議資料)

農作物共済加入者が、共済目的の種類ごとに、平成 20 年度から平成 22 年度の過去 3 年間において、農作物共済に係る共済金の支払いを受けていない場合、又は、支払いを受けた共済金が加入者共済掛金の 2 分の 1 の額に満たない場合、その加入者に対し、それぞれ過去 3 年間の加入者共済掛金の 2 分の 1 から、過去 3 年間の支払い共済金と過去 2 年間の無事戻金の合計を差し引いた金額を限度として、平成 23 年度に無事戻金として交付することについて、加西市農業共済条例（昭和 43 年加西市条例第 5 号）第 36 条の規定により、議会の議決を求めるもの。